

# 石川県公報

令和 6 年 3 月 14 日 (木曜日)

号 外

(第 13 号)

## 目 次

条 例	
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1
○一般職の職員の給与に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	2
○石川県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 ( " )	4
○知事の権限に属する行政機関設置条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	4
○石川県部制条例の一部を改正する条例 ( " )	5
○石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例 ( " )	6
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 (デジタル推進課)	8
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	8
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	10
○石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (市町支援課)	11
○女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (女性活躍・県民協働課)	12
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (長寿社会課)	19
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例 (障害保健福祉課)	42
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 ( " )	42
○障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例の一部を改正する条例 ( " )	68
○石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (医療対策課)	69
○病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 ( " )	69
○石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	69
○石川県保健休養林施設条例の一部を改正する条例 (観光企画課)	73
○石川県漁港管理条例の一部を改正する条例 (水 産 課)	73
○石川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	74
○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部)	74
○石川県立学校条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局)	75
○石川県公立学校情報機器整備基金条例 ( " )	76
○石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例 ( " )	77
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	77

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第三号及び第四号中「の定める」を「が定める」に改める。

第六条の三の三第一項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 中央病院に勤務する看護補助者のうち、知事が指定する職員

第六条の三の三第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 こころの病院に勤務する看護補助者のうち、知事が指定する職員

第六条の三の三第二項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる職員 月額九千二百円

第六条の三の三第二項第三号の次に次の一号を加える。

四 前項第四号に掲げる職員 月額六千円

第九条の二第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 職員が、前号の作業に相当すると知事が認める作業に従事したとき。

第九条の二第二項第七号(三)中「の定める」を「が定める」に改め、同項第八号中「前項第十一号」を「前項第十二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 前項第十一号に掲げる場合 作業一日につき千八十円の範囲内において、それぞれの作業に応じて知事が定める額

附則中第十二項の前の見出し、同項及び第十三項を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第十二項の前の見出し、同項及び第十三項を削る改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の第六条の三の三第一項及び第二項の規定は令和六年二月一日から、改正後の第九条の二第一項及び第二項の規定は同年一月一日から適用する。

(経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に改正前の附則第十二項又は第十三項に規定する作業に従事したことにより支給することとなった感染症防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、改正前の附則第十二項及び第十三項の規定は、同日以後も、なお効力を有する。

一般職の職員の給与に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

**石川県条例第二号**

一般職の職員の給与に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第十条の六の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第十条の七 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十六条中「初任給調整手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第二十二條の六第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第十条の七第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(「に改め、」定める職員」の下に「に限る。)」を加える。

第二十五条の二第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第六条の四の次に次の一条を加える。

(在宅勤務等手当)

第六条の五 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして企業管理規程で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他企業管理規程で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、企業管理規程で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第二十四条第一項及び第二項中「、第六条の四」を「から第六条の五まで」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

石川県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第三号

石川県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第二条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三條の二第二項」を「第二百四十三條の二の七第一項」に改める。

第二条第一号中「第二百四十三條の二第二項」を「第二百四十三條の二の七第一項」に、「第一百七十三條第一項第一号」を「第一百七十三條の四第一項第一号」に改め、同条第二号中「第一百七十三條第一項第二号」を「第一百七十三條の四第一項第二号」に改める。

(石川県病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三條の二の二第八項」を「第二百四十三條の二の第八項」に改める。

一 石川県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年石川県条例第五十二号)第十一条

二 石川県港湾土地造成事業の設置等に関する条例(昭和五十年石川県条例第五十六号)第八条

三 石川県流域下水道事業の設置等に関する条例(昭和六十三年石川県条例第三十四号)第七条

四 石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和四十二年石川県条例第二十二号)第八

条

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

知事の権限に属する行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第四号

知事の権限に属する行政機関設置条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する行政機関設置条例(昭和三十五年石川県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表石川県能登北部保健所の項の次に次のように加える。

いしかわ動物愛護センター	河北郡津幡町	県下一円
--------------	--------	------

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

石川県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第五号

石川県部制条例の一部を改正する条例

石川県部制条例(昭和三十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(七)中「立案」の下に「、統計」を加え、同条第七号を削り、同条中第六号を第七号とし、同条第五号中(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

- (三) 男女共同参画及び県民活動に関する事項

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「県民文化スポーツ部」を「文化観光スポーツ部」に改め、(三)及び(四)を削り、(二)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

- (一) 観光に関する事項
- (三) 国際交流に関する事項

第二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

#### 一 能登半島地震復旧・復興推進部

令和六年能登半島地震からの復旧及び創造的復興に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事項

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(石川県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 2 石川県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正

する。

第七条中「県民文化スポーツ部」を「文化観光スポーツ部」に改める。

石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第六号

石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

### (趣旨)

第一条 この条例は、石川県特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、石川県特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長及び履行されなかつた義務に係る免責について定めるものとする。

### (石川県特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を石川県特定非常災害として規則で指定するものとする。この場合において、当該規則には、当該石川県特定非常災害が発生した日を石川県特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の規則においては、次条及び第四条に定める措置のうち当該石川県特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要性が生じたときは、当該措置を規則で追加して指定するものとする。

### (行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に係る条例、規則、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規程、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条の企業管理規程又はこれらに基づく告示(以下「条例等」という。)の施行に関する事務を所管する県の機関(石川県行政手続条例(平成七年石川県条例第三十三号)第二条第七号に規定するものをいう。以下同じ。)の長は、石川県特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、石川県特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「延長期日」という。)を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

1 条例等に基づく行政庁の処分(石川県特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が石川県特定非常災害発生日以後に満

了するもの

- 1 条例等に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する県の機関等（県の機関及び石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）第二条の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町の機関をいう。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が石川県特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の県の機関等（以下「行政庁等」という。）は、石川県特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の県の機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる条例等の条項ごとに新たに規則で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。  
（期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置）

第四条 石川県特定非常災害発生日以後に条例等に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、石川県特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、規則で、石川県特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が石川県特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。
- 3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条例等の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。この場合において、当該特定義務が当該期限が到来する日までに履行されたときは、当該

特定義務が石川県特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

- 4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の条例等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成二十七年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「利用等に関し」を「利用及び法第十九条第十一号の規定による特定個人情報の提供に関し」に改める。

第二条に次の二号を加える。

三 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

四 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第三条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第八号

石川県手数料条例の一部を改正する条例



石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表十二の項7イ中「六千六百元」を「七千二百元」に改め、同項7ロ中「四千六百元」を「五千三百元」に改め、同項7ハ中「三千七百元」を「四千二百元」に改め、同項8中「四千七百元」を「五千三百元」に改め、同項11イ中「五千七百元」を「六千六百元」に改め、同項11ロ中「三千八百元」を「四千四百元」に改め、同表三十六の項73中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を「令」に改め、同項中73を75とし、72の次に次のように加える。

<p>73 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十七条の十二第六項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の敷地等と道路の關係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の敷地等と道路の關係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>	
<p>74 令第百三十七条の第十二第七項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>大規模の修繕又は大規模の模様替を行う既存不適格建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料</p>	<p>二万七千円</p>	

別表三十六の項1イ中「除く。）」を「除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同項1ロ中「するもの」を「するもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」に改め、同項5中「（昭和四十二年法律第百四十九号）」を削り、同表五十三の項1中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に、「第三十一条の二第二項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同項2中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に、「第三十一条の二第二項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二」に、「第六十二条の三第四項第十六号二」を「第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同項中5を削り、6を5とし、7を6とし、同表八十三の四の項中「七千四百円」を「一万八千円」に改める。

## 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表十二の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第九号

## 石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三百二十五条中「及び第四百四十四条第二項」を「並びに第四百四十四条第二項及び第三項」に改める。

第四百四十四条第一項に次の二号を加える。

五 天災その他災害により、第三百三十九条第一項各号に規定する申告書の提出期限から一月以内に滅失し、又は損壊してその使用に耐えなくなつたものとして知事が認める自動車

六 天災その他災害により滅失し、又は損壊した自動車(第三項において「被災自動車」という。)に代わるものとして知事が認める自動車(前号の規定の適用を受ける自動車に代わるものを除く。同項において「代替自動車」という。)

第四百四十四条第三項中「第一項に規定する減免」を「第一項(第五号に係る部分を除く。)に規定する減免」に、「第三百三十九条第一項に規定する申告書の提出期限」を「第三百三十九条第一項各号に規定する環境性能割額を納付すべき時又は日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 代替自動車に対する環境性能割の減免額は、被災自動車の滅失又は損壊の直前における当該被災自動車の通常の取得価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た金額(当該金額が当該代替自動車に対して課する環境性能割額を超えるときは、当該代替自動車に対して課する環境性能割額)に相当する額とする。

第四百四十四条に次の一項を加える。

5 第一項(第五号に係る部分に限る。)に規定する減免の申請をする者は、自動車が同号の規定に該当することとなつた日から三十日以内に、規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三百二十五条及び第四百四十四条の規定は、令和六

年一月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第百四十四条第一項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用日以後に発生した天災その他災害により同号に規定する自動車となったものについて適用する。
- 3 改正後の第百四十四条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、適用日以後に発生した天災その他災害により同号に規定する代替自動車として取得した自動車について適用する。
- 4 適用日から令和七年三月三十一日までの間における前二項に規定する自動車に対する環境性能割の減免に係る改正後の第百四十四条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「時又は日」とあるのは「時若しくは日又は令和七年三月三十一日のいずれか遅い時又は日」と、同条第五項中「三十日以内」とあるのは「起算して三十日を経過した日又は令和七年三月三十一日のいずれか遅い日まで」とする。

石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第十号

### 石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「知事保存本人確認情報」を「知事保存本人確認情報等」に改め、同条中「事務」の下に「及び法第三十条の四十四の六第一項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報(以下「知事保存附票本人確認情報」という。)の利用に係る同項第二号の条例で定める事務」を加える。

第三条の見出し中「知事保存本人確認情報」を「知事保存本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項第二号」を加える。

第四条の見出し中「知事保存本人確認情報」を「知事保存本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項」の下に「(第二号に係る部分に限る。)」を、「知事保存本人確認情報」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による知事保存附票本人確認情報」を加え、「(同項第二号に掲げる場合における提供に限る。)」を削る。

第五条中「第三十条の三十二第二項」の下に「(法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。)」を加える。

第六条の見出し中「知事保存本人確認情報」を「知事保存本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の四十第一項」の下に「(法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含

む。』を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における改正後の第五条及び第六条の規定の適用については、改正後の第五条及び第六条中「第三十条の四十四の十二」とあるのは、「第三十条の四十四の十二」とする。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第十一号

#### 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

##### (趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定により、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

##### (基本方針)

第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (基準と女性自立支援施設)

第三条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の特性、当該女性自立支援施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下この条及び第十六条第四項において「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 女性自立支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに入所者の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に、当該体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて当該施設防災計画の見直しを行うものとする。

(安全計画の策定等)

第六条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する女性自立支援施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第十六条第四項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて当該安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第七条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第八条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置)

第九条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、第三号の職員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 入所者の自立支援（法第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員  
二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 女性自立支援施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第十条 女性自立支援施設の施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人權に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(設備)

第十一条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、木造かつ平屋建の女性自立支援施設の建物で次の各号のいずれかの要件を満たすものについて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いた上で火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないものとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発

生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- 一 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- 二 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 相談室
 

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 二 居室
  - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。
  - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
- 三 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

#### 四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室について常に清潔を保持するために必要な措置を講ずること。

#### 五 その他の設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第十二条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第十三条 一の居室の定員は、原則として一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合その他入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十四条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活(就労及び就学を含む)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人としての尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第十五条 女性自立支援施設における食事の提供は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その献立は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十六条 女性自立支援施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。



- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、施設防災計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第十七条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十八条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に関して女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）第十八条に規定する給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該入所者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭等」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従って使用すること。
- 三 入所者に係る金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭等を当該退所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第十九条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する

日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第二十条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第九条の規定により法附則第四条の規定による改正前の売春防止法(昭和三十二年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設の施設長に任用されている者は、第十条の規定により任用された者とみなす。

4 法附則第八条第三項の規定により女性自立支援施設とみなされた婦人保護施設に係る第十一条第四項第二号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「九・九平方メートル以上」とあるのは、「四・九五平方メートル以上」とする。ただし、当該施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

5 前項の施設に係る一の居室の定員の基準については、第十三条各項の規定にかかわらず、当分の間、原則として四人以下とする。ただし、当該施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

6 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第百十二条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第十二号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
  - 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - 二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十八条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、

同条に次の一項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十四条第一項中「、交付」を削る。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

- 2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第一種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例

第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第十一条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特別養護老人ホーム(離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。)又は過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域をいう。)に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号。次項において「指定居宅サービス基準等条例」という。)第四百八十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)第三百三十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

3 特別養護老人ホームに指定居宅サービス基準等条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項及び次項において「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十二条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十三条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二十七条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十七条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三章中第三十一条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十一条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定

期的に開催しなければならない。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十二条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第四十八条前段中「第二十九条まで、」を「第二十九条まで及び」に、「及び第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に改め、同条後段中「から第三十一条の二」を「から第三十一条の三」に、「第二十九条まで、」を「第二十九条まで及び」に、「及び第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に改める。

第五十二条中「、第三十一条の二、第三十三条」を「から第三十一条の三まで、第三十三条」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に、「、第三十一条の二、第三十四条」を「から第三十一条の三まで、第三十四条」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十二条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第四十四条ただし書及び第五十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十八条第二項中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第六十一条ただし書及び第百一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百十二条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第百三十三条ただし書及び第百四十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百五十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

こと。

第百六十六條の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百六十六條の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第百七十四條中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を二月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第百七十九條中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百八十四條ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百九十一條第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百九十二條中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第四條第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第百九十四條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を二月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。



- 一 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二百四条中「及び第六十六條」を「、第六十六條及び第六十六條の二」に改める。

第二百七條第一項を次のように改める。

介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

第二百七條第二項中「第九十二條第一項各号」を「第九十二條第一項から第五項まで」に、「前項各号」を「前各項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。

- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備その他必要な設備を有することとする。

- 一 ユニット
  - イ 病室
  - ロ 共同生活室
  - ハ 洗面設備
  - ニ 便所
- 二 廊下
- 三 機能訓練室
- 四 浴室

- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備その他必要な設備を有することとする。

- 一 ユニット
  - イ 病室
  - ロ 共同生活室
  - ハ 洗面設備
  - ニ 便所
- 二 廊下
- 三 機能訓練室
- 四 浴室

- 4 前二項に規定する設備の設置等に関する基準は、規則で定める。

- 5 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定

する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第二百九条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二百十四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第二百十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百二十八条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百二十八条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三十四条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する

新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百三十七条中「及び第百五十九条」を「、第百五十九条及び第百六十六条の二」に改める。  
第二百四十一条ただし書及び第二百五十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百五十六条第一項中「内容」の下に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十一条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百六十二条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第二百六十三条中「第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第百八条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十五条中「第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第百八条第二項」に改め、「利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百七十四条に次の一項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十五条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第二百七十六条中「第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第百八条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第五条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十八条第二項第四号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第八十一条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十九号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第三条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年石川県条例第七号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十六条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第八十八条第二項第二号及び第九十七条第二項中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第百三十七条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第三条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準

を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百四十一条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第百四十五条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第百九十一条第一項第一号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十九号)」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年石川県条例第七号)」を「介護医療院基準条例」に改める。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十五条の四第一項中「認められる重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五十六条第二項中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第六十一条ただし書及び第百三十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百三十七条に次の一項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第百四十条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第一項に規定する介護支援専門員」を加える。

第百四十一条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四百四十一条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第四百五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四百六十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第四百七十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四百七十六条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第四百七十八条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四百八十二条中「及び第四百四十一条」を「、第四百四十一条及び第四百四十一条の二」に改める。

第四百九十二条第一項を次のように改める。

介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

第四百九十二条第二項中「第二百七条第一項各号」を「第二百七条第一項から第五項まで」に、

「前項各号」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備その他必要な設備を有することとする。

一 ユニット

イ 病室

ロ 共同生活室

ハ 洗面設備

ニ 便所

二 廊下

三 機能訓練室

四 浴室

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備その他必要な設備を有することとする。

一 ユニット

イ 病室

ロ 共同生活室

ハ 洗面設備

ニ 便所

二 廊下

三 機能訓練室

四 浴室

4 前二項に規定する設備の設置等に関する基準は、規則で定める。

5 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第百九十五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第二百五条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百十一条の次に次の一条を加える。

(口腔衛生の管理)

第二百十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百十五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
  - 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - 二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百十八条中「第五十五条の四から」の下に「第五十五条の八まで、第五十五条の十から」を加え、「（第五十五条の九第二項を除く。）」を削り、「及び第四百四十条の二」を「、第四百四十条の二及び第四百四十一条の二」に改め、「第五十五条の二の二第二項、」の下に「第五十五条の四第一項並びに」を加え、「並びに第五十五条の四第一項」を削り、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第二百二十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百三十五条中「第五十五条の四から」の下に「第五十五条の八まで、第五十五条の十から」を加え、「（第五十五条の九第二項を除く。）」を削り、「第二百十二条まで」を「第二百十一条まで、第二百十二条」に改める。

第二百四十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十七条第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前



項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百四十八条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第二百五十二条中「期間」の下に、「介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行う時期」を加える。

第二百五十七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百六十二条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第七条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十四条第二項第四号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第八十条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十二条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十九号。第百十八条第三項及び第百七十五条第一項第一号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第三条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年石川県条例第七号。第百十八条第三項及び第百七十五条第一項第四号において「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十四条第二項第二号及び第九十三条第二項中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第百十八条第三項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十二条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第三条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十三条第二項第二号中「記録」の下に「並びに規則で定める記録」を加える。

第百七十五条第一項第一号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基

準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十九号)を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年石川県条例第七号)」を「介護医療院基準条例」に改める。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の三項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設(離島振興対策実施地域(離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。)又は過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域をいう。)に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。)に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号。次項において「指定居宅サービス基準等条例」という。)第四百四十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)第三百二十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 4 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス基準等条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 5 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指

定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十四条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十五条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第三十三条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第一種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わな

ればならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十五条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十二条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関

その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十四条第二項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十九条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第五十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

- 2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため

の委員会の設置)

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催しなければならない。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間における第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス基準等条例」という。)第三条第三項(新指定居宅サービス基準等条例第九十一条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第四十条の二(新指定居宅サービス基準等条例第九十八条において準用する場合に限る。)の規定並びに第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス基準等条例」という。)第三条第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第八十九条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第五十五条の十の二(新指定介護予防サービス基準等条例第九十四条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス基準等条例第九十六条の規定及び新指定介護予防サービス基準等条例第九十二条の規定の適用については、これらの規定中「、事業の運営に関する次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の運営に関する次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間における新指定居宅サービス基準等条例第三十二条の二(新指定居宅サービス基準等条例第九十八条において準用する場合に限る。)及び新指定介護予防サービス基準等条例第五十五条の二の二(新指定介護予防サービス基準等条例第九十四条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規

定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第七条の規定は、同年六月一日から施行する。

##### (重要事項の揭示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第二十八条第三項(新軽費老人ホーム基準条例附則第十八項において準用する場合を含む。)の規定、第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス基準等条例」という。)第三十四条第三項(新指定居宅サービス基準等条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百十三条、第一百五十五条、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百六十八条(新指定居宅サービス基準等条例第八十一条において準用する場合を含む。)、第一百八十一条の三、第一百八十八条、第二百四条(新指定居宅サービス基準等条例第二百十六条において準用する場合を含む。)、第二百三十七条及び第二百四十八条において準用する場合を含む。))及び第二百六十一条第三項(新指定居宅サービス基準等条例第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。))の規定、第六条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス基準等条例」という。)第五十五条の四第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第六十二条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百二十二条(新指定介護予防サービス基準等条例第六十条において準用する場合を含む。)、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条(新指定介護予防サービス基準等条例第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百八条及び第二百三十五条において準用する場合を含む。))及び第二百四十七条第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第二百五十四条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。))の規定、第八条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第三十四条第三項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定、第九条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第三十四条第三項(新介護老人保健施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。))の規定並びに第十条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新



介護医療院基準条例」という。)第三十五条第三項(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和七年三月三十一日までの間における新指定居宅サービス基準等条例第五百五十五条第六項(新指定居宅サービス基準等条例第八十一条の三及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第七十四條第八項、第九十四條第六項及び第二百九條第八項の規定並びに新指定介護予防サービス基準等条例第三百二十七條第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第六十条、第六十五條の三及び第七十二條において準用する場合を含む。)及び第七十八條第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第九十七條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和九年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第三十一条の三(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。)の規定、新指定居宅サービス基準等条例第六十六条の二(新指定居宅サービス基準等条例第八十一条、第八十一条の三、第八十八条及び第二百四條(新指定居宅サービス基準等条例第二百六條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定、新指定介護予防サービス基準等条例第四百四十一条の二(新指定介護予防サービス基準等条例第六十条、第六十五條の三、第七十二條、第八十二條(新指定介護予防サービス基準等条例第九十七條において準用する場合を含む。))及び第二百十八條において準用する場合を含む。)の規定、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)の規定、新介護老人保健施設基準条例第三十九條の三(新介護老人保健施設基準条例第五十三條において準用する場合を含む。)の規定及び新介護医療院基準条例第四十条の三(新介護医療院基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催しよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 5 施行日から令和九年三月三十一日までの間における新指定居宅サービス基準等条例第二百二十八條の二の規定及び新指定介護予防サービス基準等条例第二百一十一條の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 6 施行日から令和九年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の養護老人ホー

ムの設備及び運営に関する基準を定める条例第二十四条第一項の規定、新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十二条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定、新介護老人保健施設基準条例第三十二条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定及び新介護医療院基準条例第三十四条第一項（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

- 7 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十号）は、廃止する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十九年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第十四号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針(第六十二条)

目次中 第二節 人員に関する基準(第六十三条・第六十四条)を「第三章 削除」に改め

第三節 設備に関する基準(第六十五条)

第四節 運営に関する基準(第六十六条―第七十一条)」

る。

第二条第三号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第五号中「、第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第三条(見出しを含む。)中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第四条中「第二十一条の五の十五第三項」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改め、同条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて肢体不自由(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童に対して治療」に改める。

第七条第三項を次のように改める。

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者を置かなければならない。

第七条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項ただし書中「と認められるときは」を「場

合は、第二項に掲げる設備を除き」に改める。

第十二条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「(児童発達支援センターであるものを除く。)」を加える。

第二十四条第一項中「当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額」を、「規則で定める額」に改める。

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定児童発達支援の取扱方針)」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項の」に改め、「内容を」の下に「、保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(肢体不自由のある児童に対する治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項中「行い」を「行つとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「に交付」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十一条の見出しを「(支援)」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第三十八条第十号中「当該障害の種類」の下に「(指定児童発達支援のうち肢体不自由のある児童に対して行われる治療に係る部分を除く。)」を加える。

第四十条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十三条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。)」を加える。

第五十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十七条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第三章を次のように改める。

### 第三章 削除

第六十二条から第七十一条まで 削除

第七十二条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十五条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第八十条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第八十一条の三第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等

に」を「支援に」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第八十一条の九中「第四項及び第五項を除く。」を「第六項及び第七項を除く。）、第二十七条の二」に、「第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、」を「から第五十一条まで、第五十二条第一項及び」に改め、「及び第七十条の二」を削り、「読み替える」を「第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と読み替える」に改める。

第八十九条中「及び第五項を除く。」を「を除く。）、第二十七条の三」に、「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に改め、「第七十条の二」を削り、「保育所等訪問支援計画」との下に、「第二十七条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と」を、「体制」との下に、「第四十九条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第九十条第一項中「第七条第一項から第四項まで、第六十三条第一項及び第三項」を「第七条（第四項を除く。）」に改め、「第四項までの」を「第三項までの」に改め、「第六十三条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり」を削る。

第九十二条第一項中「第六十六条」を削り、同条第二項中「第六十六条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十六条」を削り、同条第五項中「又は、」を「又は」に、「のうち、」を「のうち」に改める。

第九十三条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第七十一条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号から第五号までの規定中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四

第三項」に改める。

第三条第一項中「いう。）」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する」及び「（第四十七条において「障害福祉サービス」という。）」を削る。

第五条第三項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第四項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第三項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けられることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十二条第二項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加える。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第二十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害

福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。
- 6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第二十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十六条の見出しを「(支援)」に改め、同条第一項及び第三項から第五項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第四十条に次の二項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型コロナウイルス等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第五十三条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十四条第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「作業指導」を「作業支援」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成



二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十九条の四」を「第百四十九条の五」に改める。

第二条第六号中「指定通所支援基準第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第七条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第二十七条第二項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付」に改め、同条第三項中「居宅介護計画」を「第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十六条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第五十一条第三項中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上

で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十条第一項第二号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第八十七条の二第二項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を加える。

第百六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第百二十一条第二項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付」に改める。

第百二十三条中「第三十条」を「第三十条、第三十一条第四項」に改める。

第百四十三条第一項第一号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第百四十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第八章第五節中第百四十九条の四を第百四十九条の五とし、第百四十九条の二を第百四十九条の四とし、第百四十九条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第百四十九条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準第百三十七条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

第百五十条中「基準該当障害福祉サービス(」の下に「第百五十条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加える。

第百五十条の二の次に次の一条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第百五十条の三 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)(地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスをいう。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、規則で定める。

第百五十九条及び第百七十二条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第百七十七条第二項中「(昭和三十五年法律第百二十三号)」を削る。

第百九十条中「第百四十七条」の下に「、第百八十条第六項」を加え、「第百八十一条第一項」を「第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百八十九条第一項の工賃」と、第百八十一条第一項」に改める。

第百九十四条中「第百四十七条」の下に「、第百八十条第六項」を加え、「第百八十一条第一項」を「第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十二条第一項の工賃」と、第百八十一条第一項」に改める。

第百九十四条の六中「次に掲げる」を「規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十四条の七を次のように改める。

(実施主体)

第百九十四条の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第百九十四条の十四第一項中「当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」と)」を「指定自立生活援助事業所(指定自立生活援助の事業を行う事業所を)」に改める。

第百九十四条の十七を次のように改める。

第百九十四条の十七 削除

第百九十四条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第百九十四条の二十中「準用する次条第一項」との下に「、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第百九十五条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行うもの」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの」に改める。

第百九十八条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百九十八条の五中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第百九十八条の六に次の一項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百九十八条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百一条の十において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第二百条の四に次の二項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第二百一条中「第七十六条」を削る。

第二百一条の二中「入浴」を「相談、入浴」に、「食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

第二百一条の十一中「、第七十六条」を削る。

第二百一条の十二中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の二十二中「、第七十六条」を削り、「第九十八条の六」を「第九十八条の七」に改める。

第二百二条第一項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第六十二条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第二項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百七条第一項第三号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百八条ただし書中「従事させる」を「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる」に改める。

第二百十条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第二百十一条第一項中「第四百四十九条の四」を「第四百四十九条の五」に改める。

附則第七項及び第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第四条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六十条―第六十一条）」を

「第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六十条―第六十一条）」

#### 第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針（第六十一条の二）

に改める。

第二節 人員に関する基準（第六十一条の三・第六十一条の四）

第三節 設備に関する基準（第六十一条の五）

第四節 運営に関する基準（第六十一条の六―第六十一条の九）

第三条第一項中「及び第八章」を「、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

#### 第九章の二 就労選択支援

##### 第一節 基本方針

（基本方針）

第六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該アセスメントの結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

##### 第二節 人員に関する基準

（従業者）

第六十一条の三 指定就労選択支援事業所（指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就

「労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所をいう。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。)の配置等に関する基準は、規則で定める。

(準用)

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第六十一条の五 第八十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(アセスメントの実施)

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通してアセスメントを行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、

公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第百六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条(第二項第二号を除く。)、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四百四十六条及び第五百五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第一号中「第五十五条第一項、第六十七条、次条において準用する」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、「及び第四十一条第二項」とあるのは「、第四十一条第二項及び第九十条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百六十一条の九において準用する前条」と、第五百五十七条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第百七十一条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第百七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第百八十五条中「及び第四百七十七条」を「、第四百七十七条及び第百七十一条の二」に改める。

第百九十条及び第百九十四条中「第四百七十七条」の下に「、第百七十一条の二」を加える。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「につき法第二十九条第三項第一号」を「(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)につき同条第三項第一号」に改める。



第三条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条第一項第一号ロ及び同項第二号イ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十五条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十六条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十五条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上

で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

- 第二十六条の二 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

- 第二十六条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十五条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた

支援を行うよう努めなければならない。

第四十九条に次の二項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十六条を次のように改める。

#### 第五十六条 削除

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判

断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十八条に次の一項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十九条第一項第三号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第四十四条の二第一項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を加える。

第五十二条第一項第二号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条第一項中「第六十三条第一項」を「第六十一条の二」に改める。

第五十五条及び第六十条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

(規模)

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十三条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

就労移行支援事業者は、就労移行支援事業所に次に掲げる職員を置かなければならない。

第六十九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第七十六条第二項中「(昭和三十五年法律第百二十三号)」を削る。

第八十八条第一項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削る。

第七条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練(生活訓練)(第五十六条―第六十条)」を

「第五章 自立訓練(生活訓練)(第五十六条―第六十条) に改める。

第五章の二 就労選択支援(第六十条の二―第六十条の八)」

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(基本方針)

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことがで

きるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該アセスメントの結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員）

第六十条の四 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所に次に掲げる職員を置かなければならない。

一 管理者

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）

2 前項各号に掲げる職員の配置等に関する基準は、規則で定める。

（実施主体）

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（アセスメントの実施）

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じてアセスメントを行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十条の八 第八条、第九条(第二項第一号を除く)、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第二十八条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十四条中「及び第五十三条」を「、第五十三条及び第六十八条の二」に改める。

第八十七条中「第五十三条」の下に「、第六十八条の二」を加える。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二」を「第四十四条」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第二項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法

第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第八条第二項第二号中「第四十四条第二項」を「第四十三条第二項」に改める。

第十一条第二項第一号ロ及び同項第二号イ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十八条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十八条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第十九条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第十九条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はそ

の自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第十九条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第二十九条に次の二項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症及び同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。



4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第一種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十三条を削り、第四十四条を第四十三条とし、第四十四条の二を第四十四条とする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「第十一章 医療型児童発達支援センター(第八十七条―第九十条)」を「第十一章 削除」に改める。

第二条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第六十七条第三項第一号及び同条第四項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五項中「肢体不自由」の下に「(法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 支援室及び屋外遊戯場

第六十八条第九項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十六条第一項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三項中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「作業指導」を「作業支援」に改める。

第七十七条第四項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章の章名を次のように改める。

第十章 児童発達支援センター

第八十一条を次のように改める。

(設備)

第八十一条 児童発達支援センターは、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く)の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第一項に規定する設備の設置等に関する基準は、規則で定める。

第八十二条第一項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)」を「児童発達支援センター」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第八十二条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第八十八条第二項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とする。

第八十三条及び第八十四条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十五条及び第八十六条を次のように改める。

#### 第八十五条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第八十六条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第十一章を次のように改める。

#### 第十一章 削除

第八十七条から第九十条まで 削除

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定通所支援基準等条例」という。）

第五十条第一項の改正規定及び第二条中指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十七条第一項の改正規定並びに第四条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）

附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者（次項において「旧医療型児童発達支援事業者」という。）に係る従業者の基準は、第一条の規定による改正後の指定通所支援基準等条例（以下「新指定通所支援基準等条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 旧医療型児童発達支援事業者に係る設備の基準については、新指定通所支援基準等条例第十一

条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の指定通所支援基準等条例(以下「旧指定通所支援基準等条例」という。)第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(次項においてこれらを「旧難聴児等指定児童発達支援事業所」という。)に係る従業者及び利用定員の基準は、新指定通所支援基準等条例第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 5 旧難聴児等指定児童発達支援事業所に係る設備の基準は、新指定通所支援基準等条例第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和七年三月三十一日までの間における新指定通所支援基準等条例第二十七条の二(新指定通所支援基準等条例第五十五条の五、第五十九条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条及び第八十一条の九において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定通所支援基準等条例第二十七条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。
- 7 施行日から令和七年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準等条例」という。)第百九十八条の七(新指定障害福祉サービス基準等条例第二百一条の二十二において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第二百一条の十の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準等条例第百九十八条の七第二項及び第三項並びに第二百一条の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準等条例第百九十八条の七第四項及び第二百一条の十第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 8 施行日から令和七年三月三十一日までの間における第五条の規定による改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準等条例」という。)第二十六条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 9 施行日から令和八年三月三十一日までの間における新指定障害者支援施設基準等条例第二十六条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
- 10 施行日から令和七年三月三十一日までの間における第八条の規定による改正後の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第十九条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設

けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

11 施行日から令和八年三月三十一日までの間における新障害者支援施設基準条例第十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

12 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているとみなされた者(次項において「旧児童発達支援センター」という。)に係る設備の基準は、第九条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)第八十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

13 旧児童発達支援センターに係る職員の基準は、新児童福祉施設基準条例第八十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

14 この条例の施行の際現に設置している第九条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第八十一条第一項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第三項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター(次項においてこれらを「旧重症心身障害児等福祉型児童発達支援センター」という。)に係る設備の基準は、新児童福祉施設基準条例第八十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

15 旧重症心身障害児等福祉型児童発達支援センターに係る職員の基準は、新児童福祉施設基準条例第八十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

---

障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第十五号

障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例の一部を改正する条例

障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例(令和元年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「行政機関等」の下に「及び事業者」を加え、同条第三項中「及び事業者」を削る。

### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

---

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第十六号

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十万分の二十七」を「零」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

---

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第十七号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

---

石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第十八号

石川県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(石川県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第一項第三号ホ及びへを次のように改める。

ホ 児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関

へ 児童福祉法第十条の二第一項に規定する子ども家庭センター（助産師として業務に従事した場合に限る。）

第四条第一項第三号ト中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十四章 児童家庭支援センター（第一百十条―第一百十二条）  
第十五章 雑則（第一百三三条・第一百四四条）」を

「第十四章 児童家庭支援センター（第一百十条―第一百十二条）

第十五章 里親支援センター（第一百三三条―第一百八条）」に改める。

第十六章 雑則（第一百九条・第二百十条）」

第五条の三第一項及び第十四条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第二十八条第一項第四号イ中「第十三条第三項第二号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

第三十一条中「乳幼児及び」を「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、乳幼児の意見又は意向並びに乳幼児及び」に改める。

第三十三条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第三十九条中「母子及び」を「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、母子それぞれの意見又は意向並びに母子及び」に改める。

第四十二条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十三条中「児童及び」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向並びに児童及び」に改める。

第六十六条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第九十五条中「児童及び」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向並びに児童及び」に改める。

第九十八条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第一百五条中「児童や」を「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置を講ずることにより、児童の意見又は意向並びに児童及び」に改める。

第一百八条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第十五章中第一百四四条を第二百十条とし、第一百三三条を第一百九条とし、同章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

(設備の基準)

第百十二条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第百十四条 里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

- 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 1 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
    - 1 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
    - 2 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
- 3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 1 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
    - 1 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
    - 2 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
- 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - 1 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
    - 1 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
    - 2 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有する者

等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第百十五条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- 三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百十六条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第百十七条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第百十八条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

(石川県防犯まちづくり条例の一部改正)

第三条 石川県防犯まちづくり条例(平成十七年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。



石川県保健休養林施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第十九号

石川県保健休養林施設条例の一部を改正する条例

石川県保健休養林施設条例(昭和四十八年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

屋内木育施設	個人	一般	一人 一回につき	三〇〇円
		小学生以下(一歳未満の者を除く。)	一人 一回につき	四〇〇円
	団体(二十人以上)	一人 一年間につき	一、二〇〇円	
			一人 一回につき	三〇〇円

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

石川県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十号

石川県漁港管理条例の一部を改正する条例

石川県漁港管理条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十三条の二第二項中「)又は」を「)若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三條第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二條第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。)又は法第五十條第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同項ただし書中「同條第四項」を「法第三十九條第四項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

石川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十一号

石川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和六十三年石川県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「の名称」の下に「、処理区」を加え、同項の表を次のように改める。

名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町
加賀沿岸流域下水道	梯川処理区	小松市、白山市、能美市
犀川左岸流域下水道	犀川左岸処理区	金沢市、白山市、野々市市

第十条第一項及び第十一条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十二号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項イイ及びロ中「第七条」を「第八条」に改め、同表六の項6中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表九の項2を削り、同項3中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項中3を2とし、4を削り、5を3とし、6から18までを4から16までとし、同表十の項を次のように改める。

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十	法第四条に規定する自動車運転代行業の認定の申請に	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元
------------------------------------	--------------------------	-----------------	-------

七号。以下この項において「法」という。)に関する事務	対する審査			
----------------------------	-------	--	--	--

別表十一の項を削り、同表十二の項を同表十一の項とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

石川県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十三号

石川県立学校条例の一部を改正する条例

石川県立学校条例(昭和三十九年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の表に次のように加える。

石川県立あすなろ中学校	金沢市
-------------	-----

附 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 夜間学級担当手当

第十条の七の次に次の一条を加える。

(夜間学級担当手当)

第十条の八 夜間学級担当手当は、夜間に授業を行う学級を置く中学校に勤務する教育職員のうち、夜間に勤務することを本務とする者に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき、同項の教育職員の給料月額に百分の七(管理職手当の支給を受ける職員にあつては、百分の五)を乗じて得た額とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和三十九年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)

(石川県手数料条例の一部改正)

4 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表八十五の項1中「中学校の」を「中学校(石川県立あすなろ中学校を除く。)」の」に改める。

(石川県青少年総合研修センター条例の一部改正)

5 石川県青少年総合研修センター条例(平成十四年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表備考三八中「(幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校を除く。)」を削る。

石川県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

## 石川県条例第二十四号

### 石川県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、石川県公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)において定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に編入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰替の方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運

用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合又はその属する現金を国庫に返納する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日までに行われる第一条に規定する事業に要する経費の精算が完了した日を限り、その効力を失う。

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十五号

石川県教職員定数条例及び石川県職員定数条例の一部を改正する条例

(石川県教職員定数条例の一部改正)

第一条 石川県教職員定数条例(昭和四十四年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千六百四十八人」を「二千六百八十七人」に改め、同項第二号中「三百七十四人」を「三百七十五人」に改め、同条第二項第一号中「六千二百十人」を「六千三百十三人」に改め、同項第二号中「二百六十六人」を「二百六十三人」に改める。

(石川県職員定数条例の一部改正)

第二条 石川県職員定数条例(昭和二十四年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「二百四十七人」を「二百五十五人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

**石川県条例第二十六号**

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理等）

第七条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条第一項に規定する指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。